

ACパソコン倶楽部会則

制定 平成12年 5月25日

改定 平成18年 4月27日

第一条 名 称

この会は「ACパソコン倶楽部」とする。

第二条 目 的

高齢者がこの変化の著しい情報社会に適応しつつ、生活や趣味の面でより豊かに生きて行けるように、パソコンを道具として積極的に活用するための学習活動と、会員相互の情報交換や共有により、会員の親睦を図ることを目的とする。

第三条 活動内容

上記目的を達成するために、パソコンを利用するための情報交流の場として定期例会のほか、講習会、サークル活動、その他各種事業を行う。

第四条 会 員

本会員は芦屋川カレッジ修了者並びにその趣旨に同意する人とする。

第五条 世話人

この会の運営を円滑に行うために、次の世話人をおく。

- 1) 世話人は会員のグループごとに選出し、任期は1年とし留任は妨げない。
- 2) 世話人は協力して会を運営するために、下記の担当をおく。
 - ①代表、副代表。
 - ②総括、企画、講習、会計、その他の各担当者。
 - ③会計監査。

第六条 会 議

総会と世話人会を開催する。

1) 総会

年度始めに定期総会を開催し、前年度の活動と決算報告、新年度の活動計画と予算案等を審議する。

2) 世話人会

原則として毎月1回開催し、会の運営および各種事業の実施について協議する。

第七条 運営費

会費は1人当たり、年会費2,000円とする。

また新規入会者の入会費は1,000円とする。

ただし、研修会、各種行事などの実費等は別途徴収する。

第八条 会計年度

本会の会計年度は4月1日～翌年の3月31日とする。

第九条 その他

- 1) 会則の改廃など重要事項は、総会の承認を得るものとする。
- 2) 会則の運営についての細部は、世話人会の協議によるものとする。

以上